

令和7年度 市有地売入札要綱

本入札については甲賀市市有財産の処分に関する要綱に基づき行うものとする。

【入札に付する事項】

第1条 入札（以下「入札」という。）に付する市有地は、下記のとおりとする。また土地利用条件として建築物の用途を「一戸建て専用住宅」とする。（買受人にて分筆登記可）

| 所 在 地 | 地目 | 地積(m ²) | 所有名義 | 予定価格 (最低売却価格) |
|--------------------|-----|---------------------|------|------------------|
| 甲賀市土山町徳原字西之野555番55 | 雑種地 | 944.97 | 甲賀市 | 7,300,000円 |

【入札に参加する者に必要な資格】

第2条 入札に参加する者に必要な資格は、入札執行に関する公告日（令和7年12月1日）において次の事項に該当する者であることとする。

- (1) 入札保証金として上記予定価格の100分の5を入札日時までに支払い可能な者であること。
- (2) 契約時に契約保証金として売買価格の100分の30を、契約日より30日以内に残額支払いが可能な者であること。
- (3) 市町村民税及び法人市町村民税を滞納していない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

【入札参加申込み】

第3条 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、令和7年度 市有地買受兼入札参加申込書に別に指示する諸証明を添えて、令和8年1月9日までに、これを提出しなければならない。

【留意事項】

第4条 入札手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

【入札執行の日時及び場所】

第5条 入札は、以下のとおり甲賀市役所において行う。

令和8年1月28日（水） 10時～ 甲賀市役所3階会議室301

【入札保証金】

第6条 入札保証金は予定価格の100分の5とする。

なお、落札者の入札保証金は、契約締結後、契約保証金に充当することができる。

【入札の方法】

第7条 入札は、所定の入札書により行う。

2 入札者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 郵便・FAXによる入札は、認めない。

【入札書の記入方法】

第8条 入札書には、入札金額、入札者（代理人により入札する場合にあっては、入札者及び代理人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職名と氏名）その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。

2 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「¥」の記号を付きなければならない。

【入札書の書換え禁止等】

第9条 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

【入札の無効】

第10条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

【開札】

第11条 入札の開札は、第5条に規定する場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせて行う。

【落札者の決定方法】

第12条 落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 甲賀市が決定した予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がその権利を放棄したときは、次点者を落札者とする。

【入札結果の公表】

第13条 開札の結果、落札者を決定したときはその者の氏名（法人にあっては、その名称）及び入札価格を入札者に知らせるものとする。

【再度の入札】

第14条 予定価格を事前に公表しているので、再度の入札は実施しない。

【入札の変更等】

第15条 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

【危険負担】

第16条 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができない。

【契約の締結】

- 第17条 市と買受人の売買契約は、当該物件の入札執行日より起算して10日以内に、甲賀市総務部管財課において、甲賀市有財産売買契約書により締結するものとする。
- 2 買受人は、売買契約と同時に、売買代金の100分の30に相当する額を契約保証金として納付し、契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。
- 3 買受人がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

【契約不適合責任】

- 第18条 本契約締結後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときにおいても、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が知りながら、買主に告げなかつた事実によるものは除く。

【契約保証金の帰属】

- 第19条 買受人が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

【所有権の移転時期】

- 第20条 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払いを完了したときとする。
- 2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

- 第21条 買受人は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

- 第22条 落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び登記手数料、代金完納後の公租公課等は、買受人の負担とする。また、所有権移転の登記は買受人が行うものとする。

【遵守事項】

- 第23条 入札者は、本入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

【その他】

- 第24条 市は、契約金額について公表することができるものとする。